

翻刻

翻刻『花山道秀居士伝』——干鯛問屋・湯浅屋与右衛門家——

菱岡憲司

『花山道秀居士伝』は、干鯛問屋・湯浅屋の三代、小津与右衛門理香(花山道秀居士)の伝記である。六代目久足ひさあしの残した家の記録『家の昔がたり』と合わせて一冊を成す。以下、書誌を記す。

三代小津与右衛門の伝記『花山道秀居士伝』と小津与右衛門家の記録『家の昔がたり』を所収。二巻一冊。二五・五×一七・五釐。仮綴・袋綴。共表紙。外題「道秀居士伝／家の昔がたり／系図」。内題「花山道秀居士伝」。一〇行。後表紙とも五一丁。奥書「文化八年辛未年仲秋求に应じて良桂述作」「弘化三年丙午七月／六代小津与右衛門久足謹誌」。『家の昔がたり』の内題なし。系図の記載なし。

外題では「道秀居士伝／家の昔がたり／系図」とあるが、系図は含まれない。『家の昔がたり』は、小泉裕次「小津久足自筆稿本『小津氏系図』と『家の昔がたり』について(一)(二)」(『鈴屋学会報』四(一九八七・七)・五(一九八八・七))に紹介されており、その解題では『花山道秀居士伝』の内容も詳説している。その後、拙編『小津久足資料集』(雅俗研究叢書三、菱岡憲司・村上義明・吉田幸編、二〇一九)において、あらためて校訂した『家の昔がたり』を翻刻紹介し、『花山道秀居士伝』も含む全冊画像を付録DVDに収めた。

『花山道秀居士伝』について、右のように原本画像と内容紹介はすでに備わっているものの、いまだ翻刻はなかった。しかし、小津与右衛門家の歴史、また干鯛問屋・湯浅屋の濫觴とその後の盛衰をうかがう貴重な資料であるため、この度、全文を翻刻することとした。小泉稿および拙編著とあわせて参照されたい。

凡例

- 一、小津家所蔵本を底本とした。
- 一、読解の便を考慮して、適宜、句読点・濁点・括弧を施した。
- 一、漢字は常用漢字を原則として通行の字体を用いた。
- 一、見消・挿入等の訂正箇所は、訂正後の表記を翻字した。
- 一、踊り字の「ヽ」、「ヾ」、「ヿ」は底本のままとした。
- 一、割注は「〔 〕」により示した。
- 一、本文に誤りが認められる場合も底本のままとし、当該文字右脇に()を用いて注記した。
- 一、頭書は対応する箇所【 一 】で示した。

花山道秀居士伝

予備思ひみるに、家の元祖より已来の年歴盛衰を伝え聞所、誠にいづかたにも有事にして、一栄一落の浮沈は、二葉の頃より花葉さかへに及び、木の葉落る時に至り、又は春夏秋冬の移り替るごとく、有為転変、世の習ひ也。抑元祖大円居士は(俗名小津新兵衛。小津の別家故に小津を氏とす。須賀御出生は中西氏)当国須賀村の産にて、江戸伝馬町本店に(当所本家の江戸店也)年来御勤勞被成し折柄、紀州湯浅村の住人岩崎茂右衛門(法名釈了智信士。良桂の祖父也)の弟に、嘉右衛門(法名釈円智信士)といへる有て、右兄弟母方の伯父橋本仁右衛門方より、関東上総国勝浦といふ所に、八手網株、又は商内ものなどの出店有。伯父の家の店なれば、円智信士にも少年より此店に下り居しに、三十才計の時、古今の大時化にて、右出店大破にて、退転同前なり。俗に其所を「仁右衛門だをし」といへるとぞ(其後網商内、質屋の店再興し、網や九左

衛門とて、六十年余相続せしに、年々不漁不動定にて、三十七年以前、其所の人に譲られし也。右大時化の後に、円智信士にも江戸表へ出られしに、右湯浅村の人にて、相州浦賀におゐて干鯛問屋を家業にせし、湯浅屋与三右衛門といふ人の弟、与右衛門といふ人となし合、仲間にて江戸北新堀におゐて干加問屋を始しは、宝永五六年の頃とかや。右問屋の事なれば、関東浜方取引得意先より、品々買物を注文し頼来る中にも、紙・綿の類も毎々申来りしは、伝馬町本店へ度々調へに行し所、右北新堀の店開基より年歴纔にして、右与右衛門といへる人、如何成訳にや、中間店をいとひ元手も抜取て、浦賀へ引退しかば、円智信士にも一分にては家業も少々手強りて、持こたへがたき事も有べき哉と心付、されども店仕廻申も、年々漁事もありて、折角取立し店の事と思ひ、度々伝馬町本店へ調物に行、大円居士とも時々御出會申せし縁により、本店へ行、大円居士に物語に、ケ様／＼の訳にて、店も家業手強申候ま、浜方能漁事も年々有し事なれば、右干加問屋株御加入なりとも、御引受なりとも被成まじく哉、との事にて有しが、大円居士にも商売違ひの事にて、干加問屋の家業の道は御存なき事故に、加入・引受とも出来がたき趣仰ければ、元手さへ少々御入候へば、家業の事は御構ひなく、御存なくとも、拙者引受世話可致との事にありしかば、左あらば其御元引受御世話被下候事ならば、とありて〔店名前は浜方へ弘り居候名ゆへ、矢張湯浅屋与右衛門名前を用ひ〕御互に仲間店の心にて相続も調ひ、其後円智信士、少しも如在なき人にて、年来十六七年も店の事抜目なく世話出情して、御互に元手の仕分けも片付、故郷湯浅へ引込れし後〔享保十五庚戌年十月八日、五十四才にて往生。俗名嘉右衛門といふ。今年迄八十二年になる。大円居士より高野山江、日牌御上げ被下候由承及〕右円智信士并に同人の弟半右衛門〔法名釈証応信士〕世話中に、今の小網町へ変宅ありしとぞ。猶又円智信士世話中より、弟証応信士といへるが店に勤居しが、円智信士の次には利兵衛といふ人、少しの内、店の世話支配し、夫より証応信士、諸支配引受世話せし也。扱又大円居士は、当所中町にて居宅御求、女子三人あり。惣領には宜山了説大姉〔俗名おぎん〕、中子は月桂英秋大姉〔俗名おちく〕、末子は蘭室浄薫大姉〔俗名おるい〕。年来御苦勞被成しが〔享保十八癸丑年五月十九日、六十一才御往生。今年迄七十九年〕、右已前、享保十五六年頃よりして御往生後も、江戸店は右証応信士世話引受の所、幸に大円居士の甥子長之助とて、少年にて店へ御下り有しを、大円居士の名跡と致度とて、半右衛

門〔釈証応信士〕隠居にも此元へ登り、本家への達しも相済、其後十四五年も過て、延享四卯年十一月、御惣領了説大姉と御婚礼ありて、目出度相済、新兵衛と御改名被成しは、則道秀居士の御父也〔戒名要運道機居士〕。其後、了説大姉は御婚礼より三年目、寛延二己年、女子御出産有、夫より右翌々年寛延四年七月十八日、又女子出生〔水子の内に早世。無染童女是也〕。此時了説大姉御往生〔今年迄六十一年被成、右之巳年出生の女子、宝暦六年八才にて早世。心月虚空童女是也。俗名おとみ。今年まで五十六年被成〕。是非もなき次第也。然るに、前書の円智信士・証応信士の甥に、湯浅の産にて、北村半三郎次男、太七といへる有〔少年の時、名左六と云〕伯父／＼の縁にふれて、少年より江戸に下り、店に年来勤て、店支配をもせしが、道機居士御存付にて、大円居士の御後室、清森大姉へ御談じありて、店始りよりの因縁も有事なればと、道機居士の弟分とし、名を新七と改て、右新七を大円居士の中子英秋大姉へ縁談婚儀を取結せられる。英秋大姉程なく一男子出産ありて、則其時〔宝暦四甲戌年七月三日、二十六才〕御往生〔今年まで五十八年被成〕出生の男子熊太郎といふ〔宝暦六丙子年四月廿九日、三才にて早世。觀光童子是也。今年迄五十六年になる〕。新七にも独身之事、殊に眼病氣に付、此元・大坂・湯浅などにて保養せしが、道機居士より新七親類の内にて、名跡の事、度々御催促ありし故に、岩崎茂右衛門〔法名釈了祐信士。天明元丑年八月九日往生。七十三才。良桂実父也。当年迄三十一年被成〕の次男虎松を養子とし、新七・茂右衛門・虎松同道にて、明和元年春、此元へ来り、虎松元服して新三郎と改、夫より紀州へ帰り、新三郎江戸へ下る〔四年目亥年、初登りし、其年又下り、其翌年明和五年、新七事、湯浅にて大病に付、新三郎も登り、同年八月十五日、新七往生。高原良水居士是也。新三郎にも急登候へども、二日遅り着。千万残念也。今年迄四十四年被成。中陰済て、此元へ新三郎来り、翌年春下り、夫より十二年目安永九子年、道機居士御指図にて、新三郎此元へ登り、新七と改、道秀居士の妹妙順大姉〔俗名たか。当年四月十七日往生。五十一才〕と婚礼被仰付、無滞相済、夫より二十六年目新七五十九才、一子新三郎へ家名譲り、剃髪して良桂と改名す。尤右一件は委く記すに不及事なれども、此巻物の終りに良桂述作と書記有事ゆへに、良桂といふ名迄の行立を述んが為に如此〕。扱又御後室清森大姉にも御年の上といひ、四五五年の内に了説大姉・英秋大姉御往生、度々の不幸にて、御心痛の余り御病氣とならせ、終に間もなく〔宝暦四甲戌年八月十三日。今年

迄五十八年」御往生にて、是非もなき次第也。尤此一兩年已前、大円居士御末子浄薫大姉へ〔俗名おるい〕道機居士にも御再婚ありて、道秀居士〔宝曆八年十二月十五日出生。幼名新藏といふ〕御姉妹子等女子五人有。其以前より道機居士年来江戸通ひも被成し処、証応信士〔証応信士は紀州湯浅の人、半右衛門と云〕先年享保十六年の頃より店世話支配等引受られし後も、年々能漁事ありて、殊に証応信士は器量勝れし人にて、家業も甚手弘くして、繁昌せしと也。右証応信士にも数年店の支配して、跡役長十郎といふに譲り、夫より段々跡役へ譲りて後も、年来店の後見をして〔宝曆四甲戌年三月十一日、六十三才。深川墨江町宅にて往生。築地寺中正法寺に葬。五十八年被成〕、道機居士御再婚後十四年も過て、女子〔明和四亥年十一月五日。慧瑾童女。早世。俗名りか。道秀居士妹子。四十五年被成〕、扱又道秀居士御姉子〔明和五年十一月二日、十二才。早世。玉峯幻姿童女。四十四年被成。俗名お才〕兩年不幸つゞき、一同御愁傷申もおろか也。然るに右十六年已前、宝曆の初頃より、関東浜方漁事甚無数なりて、干加問屋より浜々網方へ仕入金も過分かしたをれに成候分おほく、其上きびしき不漁の年も有て、問屋・浜方ともに一同渡世も成がたき折柄、宝曆十辰年二月、大火に店は勿論、深川干加売場蔵々迄も類焼によりて、店も甚難洪にて、商売相やすみ逼塞に付、深川材木町へ引越、此元居宅も夫迄は中町にてありしを、其時今の百足町へ引越、暫借宅住居、猶又時節柄之事、かたぐい儉約質素第一とせし事とぞ。道機居士は壮年の御時にて、道秀居士は三才の時也。既に店も立行がたき体にて有し所、諸方の金主方厚情憐愍、猶又江戸鉄砲洲栖原角兵衛及店支配人常喜老〔当国黒部の人にて、証応信士格別の懇意にして、器量人也。証応信士死去後なれども、右因縁により相談ばしらと成、取分け身に入、懇情に預りし人也〕、扱又時の支配人又是我伯父半藏といへる人など格別骨を折て、勿論道機居士御心配は申に不及して、漸と右翌年深川材木町より又小網町へ引越、再興を企、巳年七月より見世開商売を始しとの事也〔今年迄五十一年被成〕。扱又此元は夫より十三年過て安永二巳年、坂内山ぬけて古今の洪水にて、百姓の家または諸道具・牛馬に至まで前成川を川上より流下り、大橋も捻折て落る〔この時迄は前成川はたより水の流る、所迄は一間半も下る位、則今の姿位也。右洪水後は川も一面にうづまり、水の流る所、町地面と同位に成て、水の防なし。夫より町内世話して川ばたに土手を築、水の防とし、右土手の上を人馬往來の通路とせし也。夫故百足町中居宅の地形は土手

より甚くかりし也〕。扱道機居士、年来江戸通ひをも被成しが、洪水の時の事、甚御苦勞に思召、其後も折には洪水の時には土手切れ損じ、家内に水入難儀せし事有しにより、用心の為、蔵の地形をあげて、蔵を丈夫に御建直し有て、水損の時、家内立退所と被成しは、三十六年計巳前の事、則今の古蔵是也。其後三十二年已前、安永九子年、裏の隠居所御建あり。廿七年已前、天明五巳年三月、隣黒部屋隠居御求、住居も広く成、右前年辰年、道機居士御剃髮、御名前も道機と御改、俗名は御譲りに付、道秀居士新兵衛と御改、翌巳年四月御両親まします内に、妻女は山田の船江森氏息女を御迎へ取、目出度婚姻も相済、五十二年已前店類焼にて、難洪の所を取続し後より、廿四五年の内に右頃迄に御父御存生中に店も段々持直せしは、一同の悦とする所也。道機居士には間もなくして其年〔八月十九日、御年六十七才。今年まで二十七年被成〕御往生にて、一同に残念いわんかたなく、甚憂に沈、中陰仏事も無滞御執行あり。其後四年目申年に、又大水にて居宅床の上迄も水入、居宅も所々損せしに付て、繕ひかけしかども、繕ひに難成所、又所詮長持せぬ所も見えければ、道秀居士にも迎の事に建直し、地形もあげて水難を防んと、其節より家内裏の隠居へ御移り、居宅は不残取放し、夫より地形もあげて普請の切組に取懸り、右申年より西年戌年迄に、地形四尺余あげて居宅普請も出来、寛政二戌年に今の宅へ移る〔今年迄廿二年被成〕。地形上りし事なれば水難の憂もなく、普請成就せし事を悦びあへり〔其後九年計立候迄は町内土手は高し。外々は居宅地形ひきく有しに、町内一同居宅地形も上り、此時より町並能成。当年より十四年計以前のことも也〕。然るに其翌寛政三亥年二月十八日、御町役所より竹内・越久・織戸・道秀居士、一人別に呼出し有て、御奉行様より直に御用金調達、過分に被仰付、中々左様之身上向にはなき趣、固辞して願といへども御許容なく、上納難調候はゞ、若山へ罷越て可願段被仰付、不相済婦宅して、外々咄合す所に、無扱大体御受も致候よし、尚又一度に出金と申にもなく、一ヶ年中月割にして月々可納との仰付ゆへに、無扱御受申上し也。其年三月十五日、又々道秀居士外三軒とも御呼出しありて、麻上下にて可出様にとの仰に付、一同出られし所、三人御扶持方被下置、又同廿五日に被召出、大年寄格の仰を蒙り、尚又上納せし金子は其後々ともに冬に至、御利息も添、申年迄十年の間、元利とも御下げ、申年十二月下地証文は不残御書替に成、翌西年四月十四日、道秀居士御役所表へ被召出、御為替格二人御増扶持被下置、追々格式頂戴有がたき次第也。同年九

月廿五日、御役所へ被召出て、御下げ金三ヶ年御断延、子年より三十年賦にとの被仰渡也。其後享和四子年より丑寅と三年の間、年賦御下げ有し処、御上にもいよく御操合甚不立よし、右翌文化四卯年、町方一同御断延有、同年四月廿七日、町役所へ道秀居士被召出、上納金十分一は御下げの積りの所、若山表にても当時御不操合を相弁へ、上げ切に致候者も有之段、事をわけて委く御内意あり、則道秀居士にも彼是御申上候へども、御内意難止事共有て、是非に不及、上げ切の段被申上候所、其後五月、右之趣書付可差上様被仰付、則書付認差上る。右上げ切に致申候段神妙に思召、其年被召出、又二人御増扶持被下置、有がたき事ども也。扱道秀居士代に至、関東近浜筋漁事年により多少不定といへども、奥州筋は年々相応の漁事有て、商内場合も能、店も段々持直して、前書之通普請もし、下地よりの蔵も段々せまく成、又新規に蔵をも建添、御扶持格式迄も段々頂戴し、且又久敷一子も授らざりに、已前四十三の御時、申年一男子を儲けたまひし〔亀蔵と名付、三才戌九月大病を相煩ひて快氣す。元來申年の四月廿八日生れなれども、右病氣祈禱の頃、年月不立とて生れ年の前年未正月廿八日生と祭替る〕事ども、全神仏の御影、御先祖の御苦勞ありし余沢、江戸店の得意方の助成を以、御身の幸福にあひたまひしは、御当人始、其外一同の仕合と感悦する所也。道秀居士御父には若年にして別れ給ひしが、御母堂には永くつかへさせ、近來段々店の持直し、家のふた、び栄へし事をも知らせまいらせしは、一同の悦びとする所と思ひしが、はからずも八年以前〔文化元子年十一月十九日、七十二才。蘭室浄薫大姉〕御往生にて、一同に甚憂に沈愁傷限りなし。中陰仏事も無滞執行あり。扱又二十年計以前に新蔵のうしろに用心の為に池を掘せ、又十三年計以前より身こなし養生の爲とて、道秀居士裏の地に菊を作りて楽みとしたまひ、尤十四才にて江戸へ初下り有し後、若年内より度々江戸通ひも被成しかども、此元にては隙成御身分により、与風思ひ付給ひしが、今の花壇も其頃よりの事にして、年々繁茂し今の体也。時に四年以前、文化五辰年九月十九日夜、病なく苦痛もなくして俄に往生し給ふ〔花山道秀居士。五十一才〕。一統に甚驚き入、愁傷かぎりなく、針業も届かず其甲斐なく、葬式・中陰滞りなく執行有。扱後々の代にいたりても今の住居姿を取失はぬ様に江戸店繁昌、家内一家無事安全祈る所也。されども前文に有しごとく、時節により江戸店等も昔よりはるかに浮沈有し事なれば、始りあれば終り有の道理もあれば、盛衰は時の宜に随ふべきか。此後とて時節に連、盛衰変化も

有まじきにもあらず。道を守りての上おとろへるは力に不及、されども子孫に至りても、時のあるじは勿論、一統にあしき心立は持べからず。江戸店も一旦零落に及しかども、諸方の金主懇情憐愍により取続し事にて、今日皆不自由もなく暮す事なれば、右諸方憐愍を受し所心に忘すして、実意・慈悲・善根をむねとし、御先祖の御苦勞を被成し御影を常々心にかけ、儉約にして、奢の人をこらば前書の次第をおもひ、己にかちて是を押へ、むかし店の衰微せし時の事を思ひ、恐れつゝしみ、神仏・御先祖をうやまひなば、天道の正理に叶ひ、神仏の御加護により、後の代までも長久ならん。必心得違ひあるべからずと思ふのみ。

右愚意のつゝる所、少しも紛わしき事は用ひず、正説を専一とす。然ども元來龜文愚筆の某なれば、不残つぶさに述しるす事あたはず、其上余り長篇になりては、かへつて道秀居士の伝たる趣意を失ん事を思ひければ、猶つたなき文体的中にも書落せしヶ条又は文段の跡先なども有ん。後のみる人、察見をこひねがふとしかいふ。

文化八辛未年仲秋求に応じて良桂述作

(*「家の昔がたり」序)

吾家の先祖のことしるせる書かつてなし。『花山道秀居士伝』といふ一巻あり。これは道秀居士の後室浄春尼のもとめによりて、良桂居士の作なり。この良桂居士は紀州湯浅出生の人にて、本町新七かたの養子となりし人なるが、名ある師にかゝりて、学問せられし事もきかねど、わが幼年に四書五経などの素読をうけしことありしが、今うすくその人となりをおもふに、一くせありて、へんくつなる老翁なりしが、性甚綿蜜にて、書もつたなからず、俗體などは所謂文者ともいふべく、詩歌連俳の心がけはなけれど、仮字の俗文などもつたならぬを外にもみしことあり。されば『道秀居士伝』の文、達意によくのべえたり。今にてはその時のさま、この書なくしてはしれがたきこともあれば、家の宝ともいふべければ、べちに一巻をうつさせおくにつきて、つくぐおもふに、この書、道秀居士のことを主とし、ほかのことを客とせられたれば、家のことにつきては、いまだつくさざるところなきあらず。しかるに浄春尼は長生にて、ことし七十九、いさ、か老耄のうれひなければ、昔がたりのいひつたへをき、とり、なほ亡父の外、古き手代どもに聞置しことゝもの、この書にもれたる

を補、その書の後のことをも書くはへて、この書のしりへにつけて合一巻とし、そのついでに系図をもそへ、子孫の誠となるべきことをも、筆のついでにかきつけおくもの也。

(以下の翻刻は『小津久足資料集』所収の『家の昔がたり』を参照のこと)

本稿はJSPS科研費(19K00300, 19H01293)による研究成果の一部である。

Reprinting Notes of "Kazan doshu koji den".

HISHIOKA Kenji (Japanese culture)

Reprinting Notes of "Kazan doshu koji den(The manuscripts of his biography)" written by Shinshiti Ozu(A merchant of Edo period).